

一般社団法人 化学とマイクロ・ナノシステム学会 著作権規定

2020年3月13日 理事会制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 化学とマイクロ・ナノシステム学会（以下 本会）が発行する著作物の取り扱いについて定めるものである。

(対象)

第2条 本規定は、本会が編集、発行するすべての著作物を対象とし、著作物には電子データ（Web への掲載記事等）も含まれる。

(著作権の帰属)

第3条

本会に投稿される論文等に関する一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。以下同じ。）は本会に著作物を投稿した時点をもって本会に帰属する。但し、論文や記事などが不採択となり掲載されない場合や該当著作物が発刊されない場合等は、著作権は著作者に返還される。

2. 本会の部会、委員会、支部、部門、分科会、研究会等の活動において共同創作され、各人の寄与が分離して個別に利用することが出来ない著作物に関しては、本会活動により生じた著作物とみなし、本会名の下に発行される場合は、原則として、著作者は本会とし、著作権は本会が有するものとする。
3. 本会が本会名で発行する著作物の著作権は、本会のみ帰属する。
4. 第三者である出版社等に委託して出版する委託出版における著作権の帰属に関しては、本会と出版社等との間で締結される出版契約等に基づき定める。
5. 著作物を創作する者（以下 著作者）は、本条第1項で定められた取扱いに異議のある場合、本会提出時までその旨と著作権を本会に譲渡することに支障がある特別な理由を本会に書面等で申し出るものとし、その取扱いについて本会と協議する。この場合、本会が異議を認めたときは、当該著作物の著作権は、本会に委譲されることなく著作者に留保されたものとする。
6. 著作者は、前項により自身の創作した著作物の著作権を留保した場合であっても、行事（講演会等）への投稿を行うことにより、本会に対し、当該著作物の全ての利用（本会が第三者にサブライセンスを行う権利を含む）を無償で許諾したものとす

(著作者人格権の不行使)

第4条 著作者は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2. 前項の規定は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者の責任)

第5条 著作者は著作物の内容について責任を負うものとし、著作物作成にあたり、本会对し、第三者の権利を侵害していないことを保証する。本会はその内容について、その正確性、安全性、適合性等に関して、一切の責任を負わない。

2. 本会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

(著作者による利用)

第6条 著作者は、自身が投稿した論文等について、複製、翻訳等の形で利用することができる。ただし、いずれの場合においても、掲載に際して本学会出版物等にかかわる出典を明記しなければならない。また、本会出版物等の発行後に著作者個人の Web サイト（著作者所属組織のサイトを含む）において、著作物を掲載することができる。

(例外的取扱い)

第7条 他学会との共催行事等において別段の取り決めがあるときは、本規定に優先されるものとする。また、行事で配られる配布資料（販売対象とはならない資料）などは、本会著作物とみなさず、原則として著作者に著作権はあるものとする。

(規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の議を経て施行し、変更については理事会の承認を得なければならない。

付 則

本規定は、2020年3月13日から施行する。なお、2020年3月13日より前に投稿された論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があった場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。